

平成28年第10回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 平成28年10月31日(月) 午後2時00分

場 所 市役所5階 正庁

2. 会議構成人員(38名)

出席農業委員(17名)

1番	早津和一	委員	2番	高橋義勝	委員
3番	今井直敏	委員	4番	滝田文雄	委員
5番	我妻貢	委員	6番	山本繁夫	委員
7番	有賀良雄	委員	8番	鈴木滋夫	委員
9番	緑川喜文	委員	10番	齋藤茂	委員
11番	星保雄	委員	12番	和田一男	委員
13番	塩田一也	委員	15番	大戸文治	委員
17番	矢野正則	委員	18番	北野唯道	委員
19番	砂塚功	委員			

欠席農業委員(2名)

14番	矢吹幸彦	委員	16番	本宮勝正	委員
-----	------	----	-----	------	----

出席農地利用最適化推進委員(18名)

茂木一男	委員	佐藤良一	委員
鈴木信秋	委員	樋口幹夫	委員
邊見芳正	委員	篠宮四郎	委員
齋藤一廣	委員	小泉光敏	委員
深谷昭	委員	矢内照美	委員
鈴木茂次	委員	橋本賢一	委員
深谷宏光	委員	高久亨	委員
秋元幸一	委員	山内喜一	委員
飛知和金一	委員	富永進	委員

欠席農地利用最適化推進委員(1名)

円谷隆男委員

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	森 正樹	主幹兼次長兼係長	橋本 浩一
主 査	高橋 早苗	主 事	高畑 祥史
表郷分室主任主査	佐藤 文夫	大信分室長	菅森 利栄

◎開 会

事務局長 それでは、ただいまより農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達していますので、平成28年第10回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が4件、農地法第5条関係が7件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が5件、合わせて16件をご審議いただきます。よろしくお願いいたします。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに砂塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

大変お忙しい中、お集まりをいただきました。そして、めっきり秋らしくなりまして、朝晩もう肌寒いを通り越すくらいの気候になってまいりました。今年の収穫につきましては、ほとんどの委員さんが終わられたのではないかなというふうに、今日終わったなんて言う委員さんもおりましたが、大体になったのかなと思われます。大きくやっている方で少しまだお残りになっている方があるのかもしれませんが、総体的に豊作というような話を皆さんからお聞きしております。

本日の新聞紙上を見ますと、TPPの方も最終段階というような報道がなされておりました、本日TPPの特別委員会で集中審議、あしたの本会議で可決を目指すというような報道がなされておりました。また、別な紙面によりますと、TPPに慎重に審議してもらいたいと、今国会に限らず慎重審議を尽くしてほしいという意見も66%とか、前回よりは少し下がったようではありますが、まだ根強くTPPに対する心配、我々農業者ばかりではなく、いろんな方面にそういう心配が持たれているような現状でございます。これからも注目して注視していきたいというふうに考えております。

本日の案件につきましては、合わせて16件のご審議をいただきます。よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、ただいまより白河市農業委員会第10回総会を開会いたします。

◎議事録署名人選出

会 長 議会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名でございますが、議長指名で

異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、15番、大戸文治委員、17番、矢野正則委員の兩名を指名いたします。

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので報告いたします。

14番、矢吹幸彦委員、16番、本宮勝正委員、それから円谷隆男推進委員であります。

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 2ページをごらんください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。平成28年10月31日提出。会長砂塚功。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局(高橋主査) それでは、3ページをごらんください。農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその4朗読】

以上、その1からその4までの案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

有賀委員 座席番号7番の有賀です。

今回の申請について、去る10月22日土曜日午後3時から、山本委員さんと現地調査を行いました。譲渡人と譲受人の立ち会いで申請内容を確認し、各調査項目に適合している、申請内容にも間違いのないとのことでしたので、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第3条その2について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

富永委員 東小野田地区担当、富永でございます。

この件につきまして、去る10月22日日曜日、本宮委員とともに現地に行って確認してまいりました。その際、譲渡人と譲受人に立ち会ってもらいまして確認してまいりました。この件について申請どおりということで間違いはないというお話をいただきました。

それで、親の代から耕作していたということで、その所有権の移転というのをはっきりしたいということで申請したということなので、何ら問題ないと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第3条その3について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

山内委員 東釜子東地区担当の山内と申します。

矢吹委員、譲渡人及び譲受人と去る10月19日水曜日に、申請内容について確認いたしました。内容については何も間違いはないので、皆様のご審議よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第3条その4について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

邊見委員 大沼地区担当の邊見です。

今回の申請について、去る10月18日、譲受人と、10月19日、譲渡人立ち会いのもと、高橋義勝委員とともに現地確認と申請内容について聞き取りをし、相違ないことを確認いたしました。周辺農地には特に問題はないと思います。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 5ページをごらんください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成28年10月31日提出。会長砂塚功。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 6ページをごらんください。

【その1朗読】

公共施設至近距離農地に該当することから、立地条件の農地区分につきましては第3種農地と判断いたします。転用の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

秋元委員 大信信夫2地区担当の秋元でございます。

今回の申請について、去る10月28日、大戸委員さんと現地調査を行いました。双方とも申請内容について間違いのないこととございました。今回、転用による周辺農地への影響については特に問題ないものと思われまます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 11ページをごらんください。

【その2朗読】

非線引き都市計画用途地域内農地の第1種中高層住居専用地域に指定されていることから、立地基準の農地区分につきましては第3種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 市内東部地区担当の鈴木です。

今回の申請につきましては、10月25日、齋藤茂委員さんと現地調査を行いました。譲渡人及び譲受人の両名も現地に来ていただきまして、申請内容について確認いたしました。両名とも申請内容については間違いのないという返事でした。

なお、駐車場については隣地にまだ畑が残っていますので、雨水の水勾配には注意して施工するように伝えました。皆様の審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 16ページをごらんください。

【その3朗読】

非線引き都市計画用途地域内農地の近隣商業施設に指定されていることから、立地基準の農地区分につきましては第3種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

佐藤委員 市内西部地区担当の佐藤良一です。

この案件につきましては、平成28年10月23日に農業委員早津さんと立ち会って現地のほうを確認いたしております。当日、申請人に立ち会っていただきまして、この事業の計画性について内容をお聞きしました。この事業内容に間違いのないということでございました。あと、周りに農地、一部、田というのがありますけれども、そちらのほうにも影響はないということを私たち確認いたしております。皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第5条その4を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） 21ページをごらんください。

【その4朗読】

非線引き都市計画用途地域内農地の第1種住居地域に指定されていることから、立地基準の農地区分につきましては第3種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

佐藤委員 市内西部担当地区の佐藤良一です。

この案件に対しましても、10月23日、農業委員早津さんと確認をしております。当日、譲渡人と譲受人に立ち会っていただきました。それで、この内容についてお聞きしたところ、間違いはないということでした。周りに農地はございませんので、問題ないものと考えております。皆様のご審議よろしく願いいたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

農地法第5条その5を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） 26ページをごらんください。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

邊見委員 大沼地区担当の邊見です。

今回の申請について、10月21日金曜日、高橋農業委員さんと譲渡人、譲受人立ち会いのもと、現地確認等、申請内容について聞き取りをしまして、相違のないことを確認いたしました。今回の農地転用による周辺農地への影響については、特段問題がないと思います。皆様方のご審議をよろしく願いいたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定します。

農地法第5条その6を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 31ページをごらんください。

【その6朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

橋本委員 金山地区の橋本です。

去る10月25日に鈴木委員と譲渡人、譲受人の4名のもとで現地聞き取りを行いました。申請内容も適正であり、何ら問題はありません。皆様の審議よろしく願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定します。

農地法第5条その7を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 36ページをごらんください。

【その7朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の一時転用事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 市内東部地区担当の鈴木です。

今回の申請については、10月25日に山本委員さんと現地立ち会い調査を行いました。設定人及び被設定人の両名の立ち会いを求めまして、申請内容について確認いたしました。両名とも申請内容には間違いのないことでした。

なお、現場は3月末ぐらいまで借用ということで、引き払いの際は借地以外の周りの周辺についても、鉄筋、それから針金等残材が飛散していないかどうか、確認しながら立ち退い

てもらいたいということをお伝えしました。皆様の審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございせんか。

北野委員。

北野委員 農地法第5条その7ですが、これは反対とか何かでございせん。法的なことをちよつとお伺ひしたいと思ひまして。この土地は農振地区であるのか、また、第1種農地なのか。それから、一時転用の期間は工事が終わるまでの間、どのくらいの月数がかかるのか。それから、この転用しなくてはならないという農地法は第何条でどこにあるのか。それをちよつとお伺ひします。

会 長 事務局。農地の種類、その他、お願ひします。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） それでは、今の質問にお答えさせていただきます。

まず、農地の区分でございせんが、農振農用地でございせん。よつて、第1種農地になります。次に工事の期間でございせんが、先ほど説明させていただきましたけれども、5カ月間を予定しております。

それと、この転用の法律的な部分ですけれども、先ほど最後に申し上げましたが、第1種農地というものは原則許可できませんけれども、例外規定がございせん。一時転用事業であれば、農振農用地地区であつても一時転用許可ができるという特例に基づいて、今回、申請を出した次第でございせん。

事務局長 白河市の場合は権限委譲を受けている訳でございせんが、法律上は、原則許可申請が必要になります。なおさら今回の場合、農振農用地ですので、法律にのつとつて許可申請を出していただいてというのが経過でございせん。

会 長 北野委員、そういうことですので、よろしいですか。

北野委員 いいですよ。

会 長 それでは、ほかにご意見ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定します。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議いたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） 41ページをごらんください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農用地利用集積計画の承認を求められたので審議するものとする。平成28年10月31日提出。会長砂塚功。

会長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号から第5号について承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号から第5号について原案のとおり承認いたします。

ほかにご意見ございませんか。

大戸委員。

大戸委員 3条申請理由で、どういう理由で贈与・無償なのかということを必ずつけ加えていただきたいと思います。同一世帯の場合にはわかりますけれども、ではないときにはちょっとどういう理由なのかというのがわからないので、つけ加えていただきたいと思います。

会長 この件について、大戸委員から今のような意見が出ましたけれども。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） わかりました。それは口頭でよろしいですか。

会長 大戸委員、口頭での説明でよろしいですか。

大戸委員 はい。

会長 事務局、では次回からお願いいたします。

◎その他

会長 そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会長 特別なければ、事務局よりお願いします。

事務局長 それでは、事務局から連絡事項を申し上げます。

まず1点目ですが、お手元に本年度の標準農作業労賃協定表を配付させていただきました。来年度の農作業労賃については、次回の総会まで各自検討いただきまして、11月の総会、審議終了後に地区ごとに分かれて検討会を開催し、来年度の労賃単価を決定したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に2点目ですが、来月8日に福島市のパルセいいざかで福島県下農業委員会大会が開催されます。大会に参加される農業委員並びに推進委員の皆様には文書を配付しておりますが、当日は午前8時までに市役所南側駐車場に集合をお願いいたします。なお、お車は市役所東側の市民会館に駐車願います。

次に3点目ですが、来年度、視察研修を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

次に4点目ですが、総会終了後、3時30分から議会との意見交換会を開催しますので、4階の全員協議会室に移動をお願いしたいと思います。

最後になりますが、次回の総会につきましては11月30日水曜日午後2時から、この場所で開催しますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

会 長 事務局から説明が終わりました。このことについてでも結構です。総体的に何かあれば、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 以上で本日の総会を終了いたします。

◎閉 会

会 長 これをもちまして平成28年第10回白河市農業委員会総会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

(午後2時50分)
